

三股町ひなた暮らし実現応援支援金

(就職・起業移住支援事業)

県外から移住された方へ、宮崎県ひなた暮らし移住支援事業実施要領に基づき移住支援金を交付しています。申請される方は企画商工課へご相談ください。

■ **移住支援金の対象** ※以下の①、②を両方満たす方が対象です。

- ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、県外（※1）に在住し、かつ、県外で勤務（※2）していた方。ただし、住民票を移す直前に連続して1年以上、県外に在住していたこと。

（※1）県外…東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）、福岡県から移住した方が対象です。

（※2）通勤…雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

- ②宮崎県がマッチングサイト（ふるさと宮崎人材バンク）に移住支援金の対象として掲載する求人に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて新規就業した方、または宮崎県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方。



※3親等以内の親族が経営している企業への就職や、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更によるものなどは対象外となります。

※その他にも要件があります。詳しくは企画商工課までお問い合わせください。

■ **申請期間**…町に転入以降、1年以内の間に申請書を提出してください。

■ **申請に必要な書類等**…裏面をご覧ください。

■ **交付金額**…・2人以上の世帯の申請の場合は100万円。

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合は100万円の加算。

・単身の申請の場合は30万円。

■ **その他**…移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思があること。

※5年以内に退職、転出をした場合は、交付金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。

■ **申請期限**…令和9年2月26日（金）

■ **お問合せ先**…三股町 企画商工課 企画政策係

TEL 0986-52-1114

■申請に必要な書類等（就職・起業移住支援事業）

①	写真付き身分証明書の写し	提出により本人確認できる書類（運転免許書やマイナンバーカード等）
②	移住元での在住地、在住期間を確認できる書類	移住元の住民票の除票または戸籍の附票の写しなど。世帯全員分。
③	世帯であることを確認できる書類	※世帯で移住の場合、三股町の住民票謄本（世帯主・続柄の記載有り）
④	三股町ひなた暮らし実現応援支援金交付申請書（様式第3号）	自筆記入
⑤	ひなた支援金の交付に関する誓約書（様式第3号 別紙1）	自筆記入
⑥	個人情報取扱に係る同意書（様式第3号 別紙2）	自筆記入
⑦	移住元での企業の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）	※離職票、雇用保険資格喪失確認通知書、雇用保険受給資格者証など
⑧	開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）及び個人事業等の納税通知書	※県外に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ
⑨	卒業証明書（在学期間や卒業校を確認できる書類）及び県外で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）	※県外の大学等に通学し、県外の企業等へ就職した者のみ
⑩	就業証明書（様式第4号）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）	※就業の場合のみ。新しい就職先から取得してください
⑪	所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）	※テレワークの場合のみ
⑫	起業支援金の交付決定通知書	※起業移住支援事業の場合のみ
⑬	支部加入証明書	自筆記入。
⑭	滞納のない証明書	※世帯全員分（就学中の方は除く）以前お住まいの市区町村納税担当課にお問い合わせください。
⑮	振込先の預金通帳またはキャッシュカードの写し	金融機関名、支店名、口座情報、口座番号、店番号、名義人名が確認できるものに限る。

※この他にも必要な書類が発生する場合がございます。